

「食品衛生法」、「食品、添加物等の規格基準」によるミネラルウォーター類の検査項目

ミネラルウォーター（製品）

項 目	
食品衛生法 飲用適の基準	1 一般細菌
	2 大腸菌群
	3 塩化物イオン
	4 有機物質（過マンガン酸消費量）
	5 pH
	6 臭気
	7 味
	8 色度
	9 濁度
	10 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
	11 シアンイオン及び塩化シアン
	12 鉛及びその化合物
	13 カドミウム及びその化合物
	14 六価クロム化合物
	15 水銀及びその化合物
	16 ひ素及びその化合物
	17 亜鉛及びその化合物
	18 鉄及びその化合物
	19 銅及びその化合物
	20 マンガン及びその化合物
	21 ふっ素及びその化合物
	22 カルシウム、マグネシウム等（硬度）
	23 蒸発残留物
	24 陰イオン界面活性剤
	25 フェノール類
	26 有機リン
栄養成分表示項目	27 エネルギー
	28 たんぱく質
	29 脂質
	30 炭水化物
	31 ナトリウム
	32 カリウム
	33 カルシウム
	34 マグネシウム
※1	35 混濁
	36 沈殿物
	37 スズ
	38 腸球菌
	39 緑膿菌
	40 真菌数

ミネラルウォーター（原水）

項 目	
1 一般細菌	
2 大腸菌群	
3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
4 シアンイオン及び塩化シアン	
5 鉛及びその化合物	
6 亜鉛及びその化合物	
7 銅及びその化合物	
8 マンガン及びその化合物	
9 ひ素及びその化合物	
10 ふっ素及びその化合物	
11 ほう素及びその化合物	
12 カドミウム及びその化合物	
13 六価クロム及びその化合物	
14 セレン及びその化合物	
15 水銀及びその化合物	
16 バリウム及びその化合物	
17 有機物質（過マンガン酸消費量）	
18 硫化物	

※1 清涼飲料水 成分規格

二酸化炭素圧力が20℃で1.0kgf/cm²未満であって、殺菌・除菌を要しないものは腸球菌及び緑膿菌の検査が定められています。